

**新潟県企業局管理規程第5号**

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年7月28日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県電気事業の電気工作物保安規程(昭和61年新潟県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条等」という。)に対応する同表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>    第1節 通則(第3条・第4条)</p> <p>    第2節 主任技術者(第5条～第9条)</p> <p>第3章 保安教育(第10条)</p> <p>第4章 電気工作物の巡視、点検及び検査(第11条～第13条)</p> <p>第5章 電気工作物の運転及び操作(第14条～第18条)</p> <p>第6章 記録(第19条)</p> <p>第7章 <u>法定自主検査及び使用前自己確認</u>(第20条～<u>第22条</u>)</p> <p>第8章 その他(第23条)</p> <p>附則</p> <p>    <b>第7章 法定自主検査及び使用前自己確認</b>          (法定自主検査又は使用前自己確認にかかる実施体制)</p> <p><b>第20条</b> 法定自主検査又は使用前自己確認は、主任技術者の保安監督のもと法令に基づき適切に実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 企業局長は使用前自己確認に関することにおいて、主任技術者の保安監督のもとに実施し、当該電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認するものとする。</u>          (法定自主検査の結果の記録)</p> <p><b>第21条</b> (略)</p> <p>2 <u>法定自主検査の結果の記録は、前項第1号から第6号までに掲げる事項については、発電用水力設備に係るものは当該設備の存続する期間、それ以外のものは5年間保存するものとし、同項第7号から第11号までに掲げる事項については、当該</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>    第1節 通則(第3条・第4条)</p> <p>    第2節 主任技術者(第5条～第9条)</p> <p>第3章 保安教育(第10条)</p> <p>第4章 電気工作物の巡視、点検及び検査(第11条～第13条)</p> <p>第5章 電気工作物の運転及び操作(第14条～第18条)</p> <p>第6章 記録(第19条)</p> <p>第7章 法定自主検査(第20条～<u>第21条</u>)</p> <p>第8章 その他(第22条)</p> <p>附則</p> <p>    <b>第7章 法定自主検査</b>          (法定自主検査にかかる実施体制)</p> <p><b>第20条</b> 法定自主検査は、主任技術者の保安監督のもと法令に基づき適切に実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>    (法定自主検査の結果の記録)</p> <p><b>第21条</b> (略)</p>

法定自主検査を行った後最初の経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行った審査及び評定の結果の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

(使用前自己確認の結果の記録)

**第22条** 使用前自己確認に関する記録は、法令に基づき次の各号に示す事項について記録しておくものとする。

- (1) 確認年月日
- (2) 確認の対象
- (3) 確認の方法
- (4) 確認の結果
- (5) 確認を実施した者及び主任技術者の氏名
- (6) 確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- (7) 当該電気工作物の種類に応じて経済産業省令で定める添付書類

2 使用前自己確認の結果の記録は、5年間保存するものとする。ただし、使用前自己確認に係る電気工作物を廃止した場合は、この限りでない。

#### 第8章 その他

**第23条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に企業局長が定める。

#### 第8章 その他

**第22条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に企業局長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。